

【紙申請】取引士証交付・再交付

提出書類及び注意事項

・提出方法

提出窓口	県庁建築住宅課又は各振興局建設部	
提出部数	正本1通	
備考	書類の控えが必要な場合は、部数に副本1通を加算。(窓口で受付印を押印して返却します。) 郵送の場合は返信用封筒を同封。	
・チェックリスト		
必要書類等	提出書類	確認事項等
1 取引士証交付	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宅地建物取引士証交付申請書</li> <li>* 和歌山県証紙4,500円を貼付。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○顔写真2枚（1枚は交付申請書に貼付）</li> <li>* カラー写真で、無帽・正面・上三分身・無背景であること。サイズは、縦3.0cm×横2.4cm。</li> </ul>
2 取引士証再交付	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宅地建物取引士証再交付申請書</li> <li>* 和歌山県証紙4,500円を貼付。</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>※取引士証紛失の場合                         <ul style="list-style-type: none"> <li>・取引士証亡失・滅失状況届又は△遺失物届証明書、届出証明書（警察署で交付）</li> <li>・本人確認書類の写し(運転免許証、パスポート、マイナンバーカード（表面）)</li> </ul> </li> <li>※取引士証汚損又は破損の場合                         <ul style="list-style-type: none"> <li>・取引士証原本</li> </ul> </li> <li>○顔写真1枚</li> </ol> <ul style="list-style-type: none"> <li>* カラー写真で、無帽・正面・上三分身・無背景であること。サイズは、縦3.0cm×横2.4cm。</li> </ul>
委任状	代理人による申請の場合に必要。任意様式。	
代理人の本人確認書類	代理人の顔写真付きの身分証明書の（運転免許証、パスポート、マイナンバーカード（表面）、行政書士証等）	

注1 添付書類中、官公庁の証明書類は発行日から3か月以内のもの。  
各書面の符号の意味△ = 官公庁の証明 ○ = 手元保管又は各自作成

提出窓口	管轄区域	連絡先
県庁建築住宅課 企画指導班	和歌山市、海南市 海草郡	〒640-8585和歌山市小松原通1-1 電話 073-441-3180
那賀振興局建設部 総務調整課建築グループ	岩出市、紀の川市	〒649-6223岩出市高塚209 電話 0736-61-0030
伊都振興局建設部 総務調整課建築グループ	橋本市、伊都郡	〒648-8541橋本市市脇4-5-8 電話 0736-33-4922
有田振興局建設部 総務調整課建築グループ	有田市、有田郡	〒643-0004有田郡湯浅町湯浅2355-1 電話 0737-64-1299
日高振興局建設部 総務調整課建築グループ	御坊市、日高郡	〒644-0011御坊市湯川町町部651 電話 0738-24-2908
西牟婁振興局建設部 建築課建築グループ	田辺市、白浜町 上富田町	〒646-8580田辺市朝日ヶ丘23-1 電話 0739-26-7922
東牟婁振興局串本建設部 総務用地課総務調整・建築グループ	すさみ町、串本町 古座川町	〒649-3503東牟婁郡串本町サンゴ台783-8 電話 0735-62-0755
東牟婁振興局新宮建設部 総務調整課建築グループ	新宮市、那智勝浦町 太地町、北山村	〒647-8551新宮市緑ヶ丘2-4-8 電話 0735-21-9624